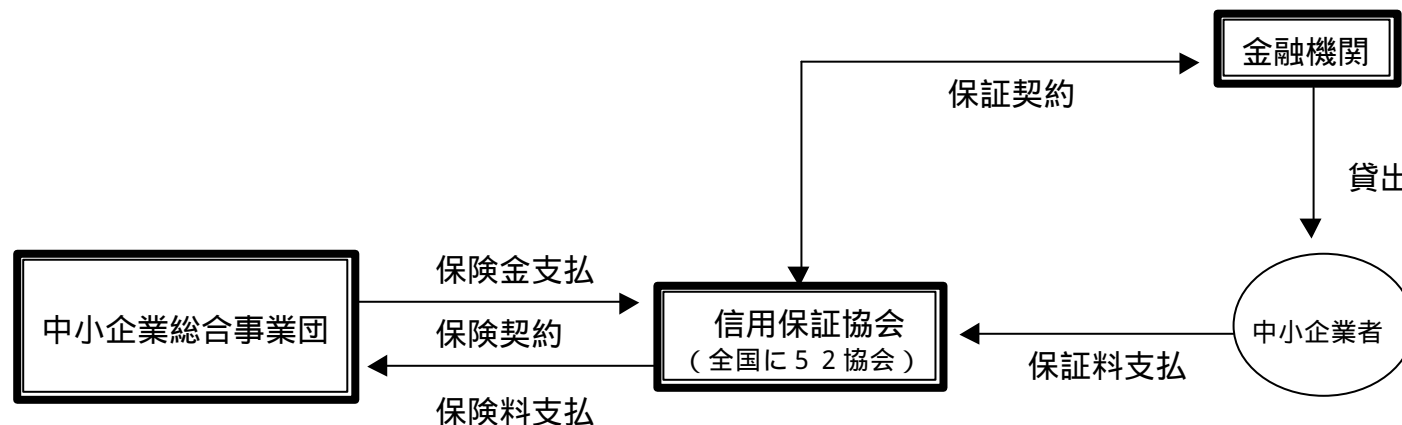


信用保険財政の状況と  
保証料率・保険料率の引き上げ

平成15年3月  
中小企業庁

# 1 . 信用補完制度の概要

- ・信用補完制度は、中小企業者の乏しい信用力・担保力を補完し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与してきた。



保証協会は、中小企業者の借入について債務保証を行う際、中小企業者から保証料を徴収し、当該保証料の一部を保険料として事業団に対して支払う。  
中小企業者が債務不履行に陥った場合、保証協会は金融機関に代位弁済を行う。事業団は、保証協会に対して保険金を支払う。

(参考) 一般保証制度 (平成15年3月現在)

## 【付保限度額】

- ・普通保険 2億円以内 (有担保保証)
- ・無担保保険 8千万円以内 (無担保保証)
- ・特別小口保険 1,250万円以内 (無担保無保証人保証)

## 【保証料率】

- ・基本料率は概ね1%

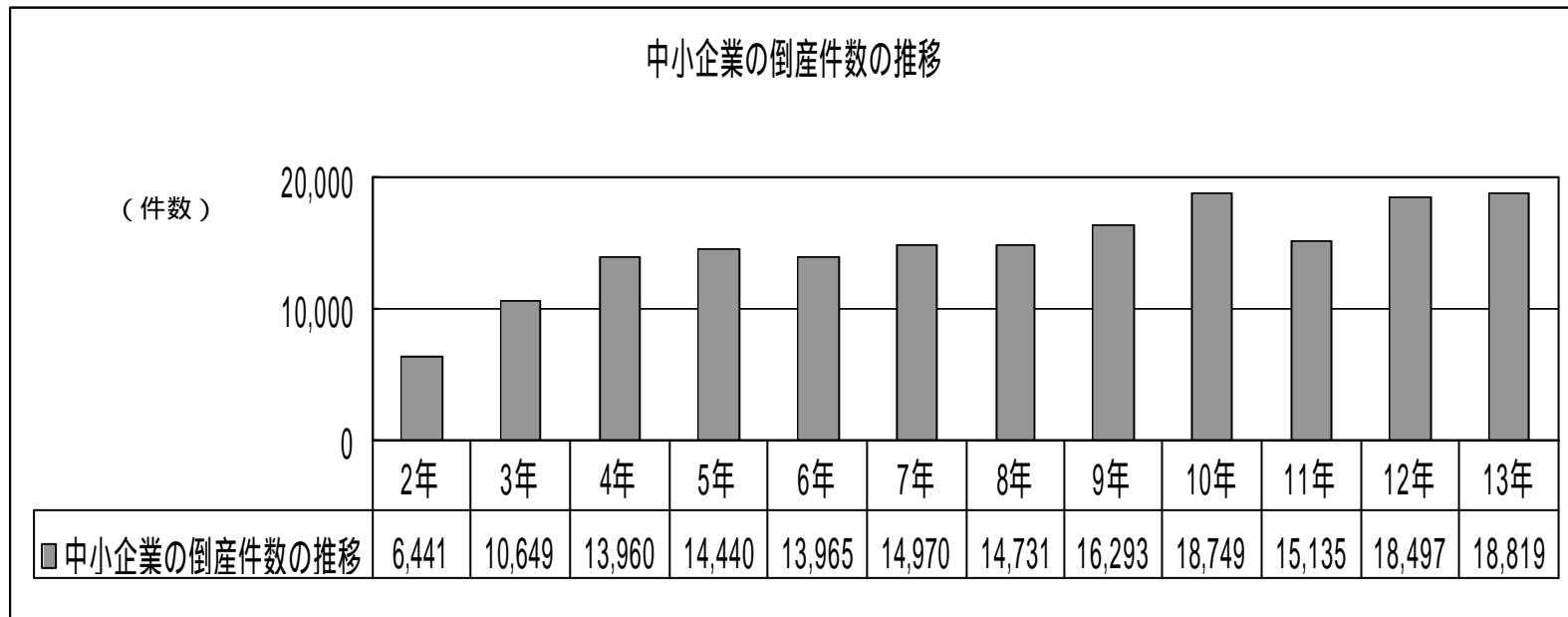
## 【保険料率】

- ・普通保険 0.57%
- ・無担保保険 0.57%
- ・特別小口保険 0.40%

## 2 . 中小企業の倒産件数

・中小企業の倒産件数は、長引く景気低迷等の影響から、不況型倒産を中心に過去最大規模に近づいている。

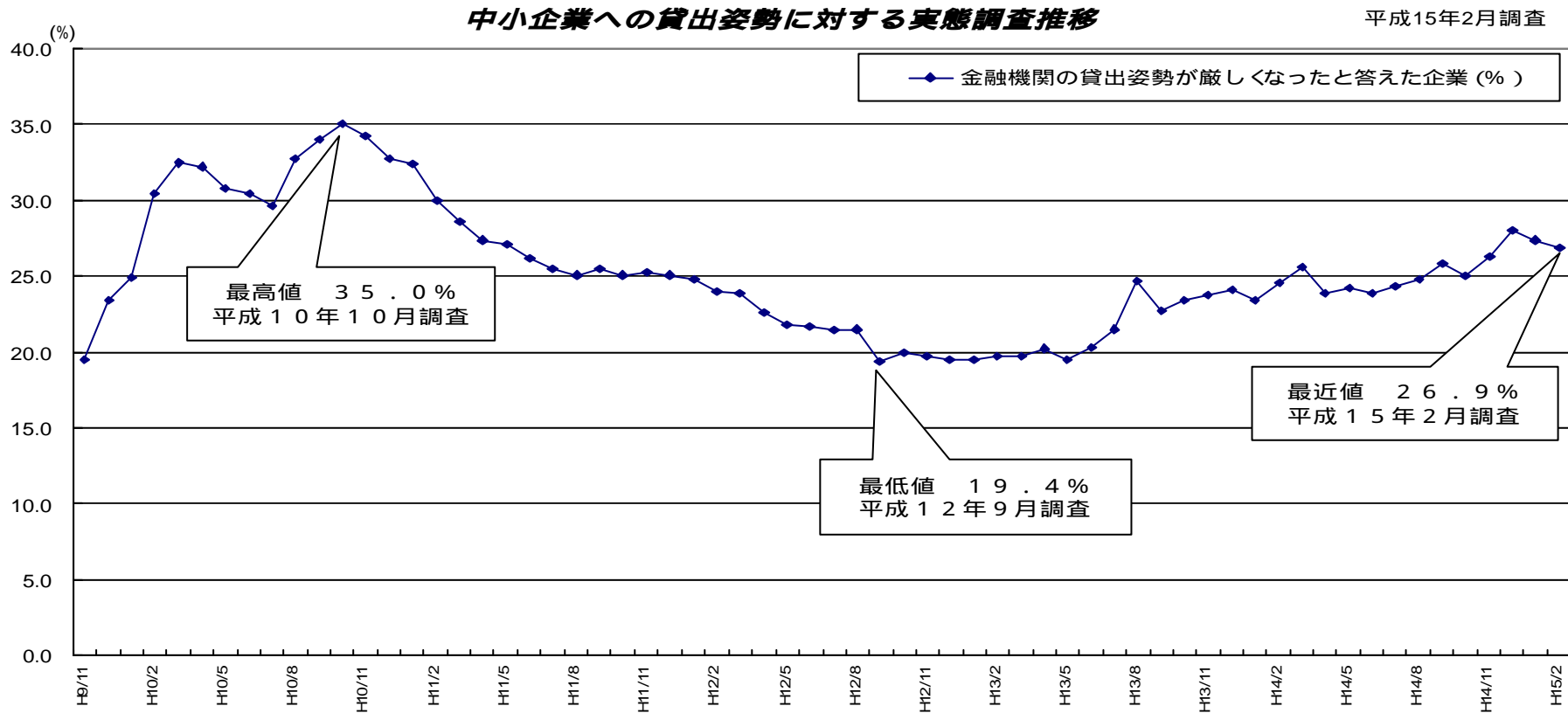
特に昨年度は、マイカル、佐藤工業、青木建設など、多くの上場会社が民事再生法等の申立を行ったことから、関連中小企業に対して大きな影響が生じた。



出所：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産白書」

### 3 . 貸出姿勢実態調査

中小企業の資金調達環境は、貸し渋りが最も激しかった平成10年のレベルには達しないものの、依然厳しい状況にある。



(出所) 中小企業庁「中小企業への貸出姿勢に対する実態調査」

## 4 . 信用保証の積極的な推進

### 1 ) 一般保証

- ・我が国経済がバブル崩壊後の長期不況に陥る中で、信用補完制度を累次にわたって拡充。
- ・例えば、  
無担保保証の保証限度額を平成7年に3,500万円、平成10年に5,000万円、平成12年に8,000万円へと累次にわたる引上げを実施  
平成12年12月に保証審査において、個々の中小企業者の実情に即したきめ細やかな審査に一層取り組むよう指導を強化  
等

### 2 ) 特別保証制度

- ・平成10年10月に創設された特別保証制度は、未曾有の信用収縮が生じる中で臨時異例の措置として実施。保証承諾実績は約28.9兆円となった。
- ・平成15年1月末現在において、代位弁済率は5.46%と上昇してきており、今後ともその推移への注視が必要。

	件 数	金 額
保証承諾(確定)	1,723,873件	28兆9,437億円
代位弁済実績	129,274件	1兆5,800億円
代位弁済率( / )	7.50%	5.46%
回収実績		1,164億円
回収率( / )		7.37%

### 3)セーフティネット保証

取引先の大型倒産や事業活動の制限、取引金融機関の破綻等に直面にした中小企業が連鎖的に破綻に陥るのを回避するため、セーフティネット保証を積極的に推進。

具体的には所要の予算措置を講ずるとともに、

#### a) セーフティネット保証制度の対象範囲を拡大

- ・ 事業活動の制限による悪影響について、当該制限を行った事業者と直接取引のある中小企業者だけでなく、間接取引のある中小企業者も対象化等
- ・ 不況業種の拡大 (平成13年10～12月 118業種 平成15年1～3月 165業種)

#### b) セーフティネット保証の発動の迅速化

等を実施。

最近、適用案件が急増。一昨年秋以降大型倒産等に係るものでは、マイカル、新潟鉄工所、青木建設、壽屋、佐藤工業、長崎屋などに適用。

(セーフティネット保証実績 (平成13年1月～平成15年1月) 約64,000件 約1兆1千億円)

さらに、不良債権処理の加速に伴い金融機関の再編が進む中で、中小企業への円滑な資金供給を確保するため、平成14年秋の臨時国会において中小企業信用保険法を改正し、7号及び8号を追加。

7号 :金融機関の経営の相当程度の合理化によって借入の減少した中小企業者の資金繰りを支援。

8号 :RCCに貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業のうち、再生可能性のある者を支援。

#### 4) 資金調達手段の多様化

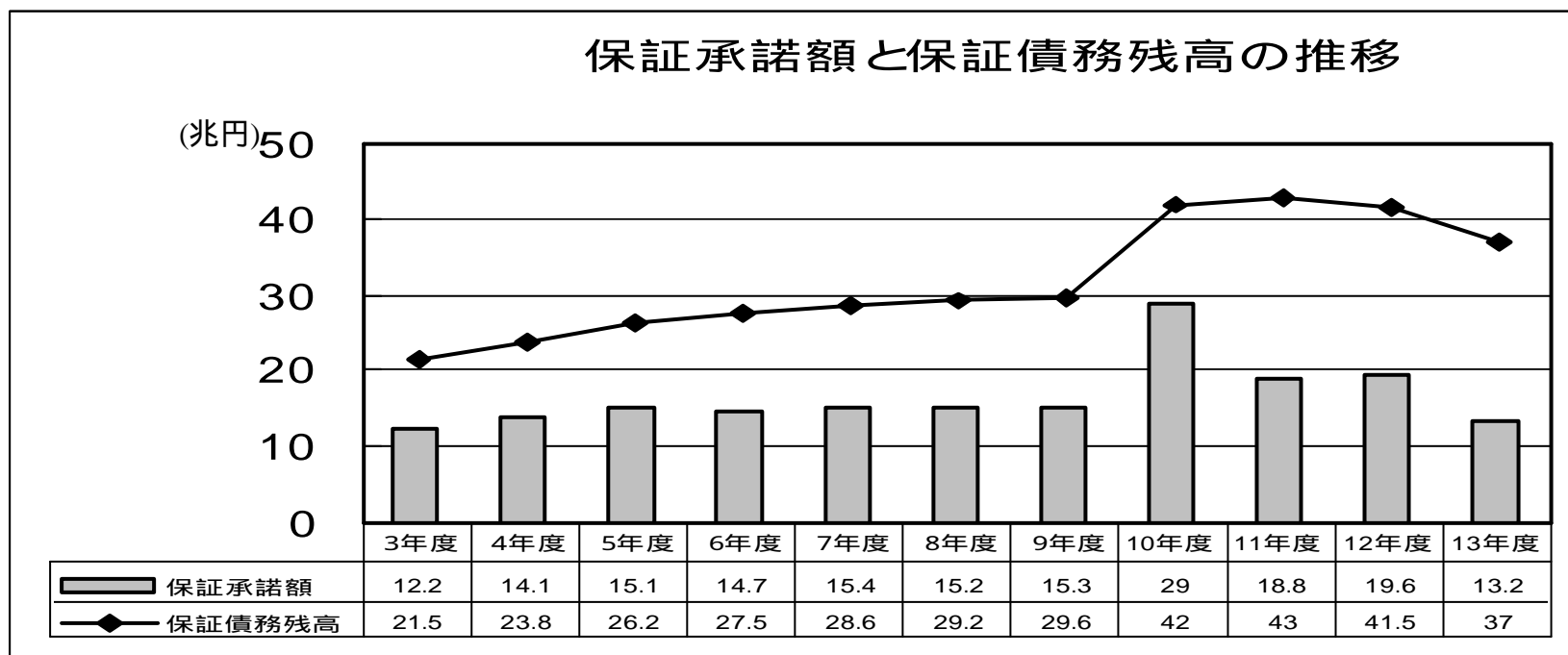
中小企業者の発行する私募債に対する保証制度の創設（12年4月）

保証承諾実績6,619件、保証承諾額5,962億円（平成15年1月末現在）

売掛債権担保融資保証制度の創設（13年12月）

保証承諾実績5,343件、融資実行額2,465億円（平成15年2月28日末現在）

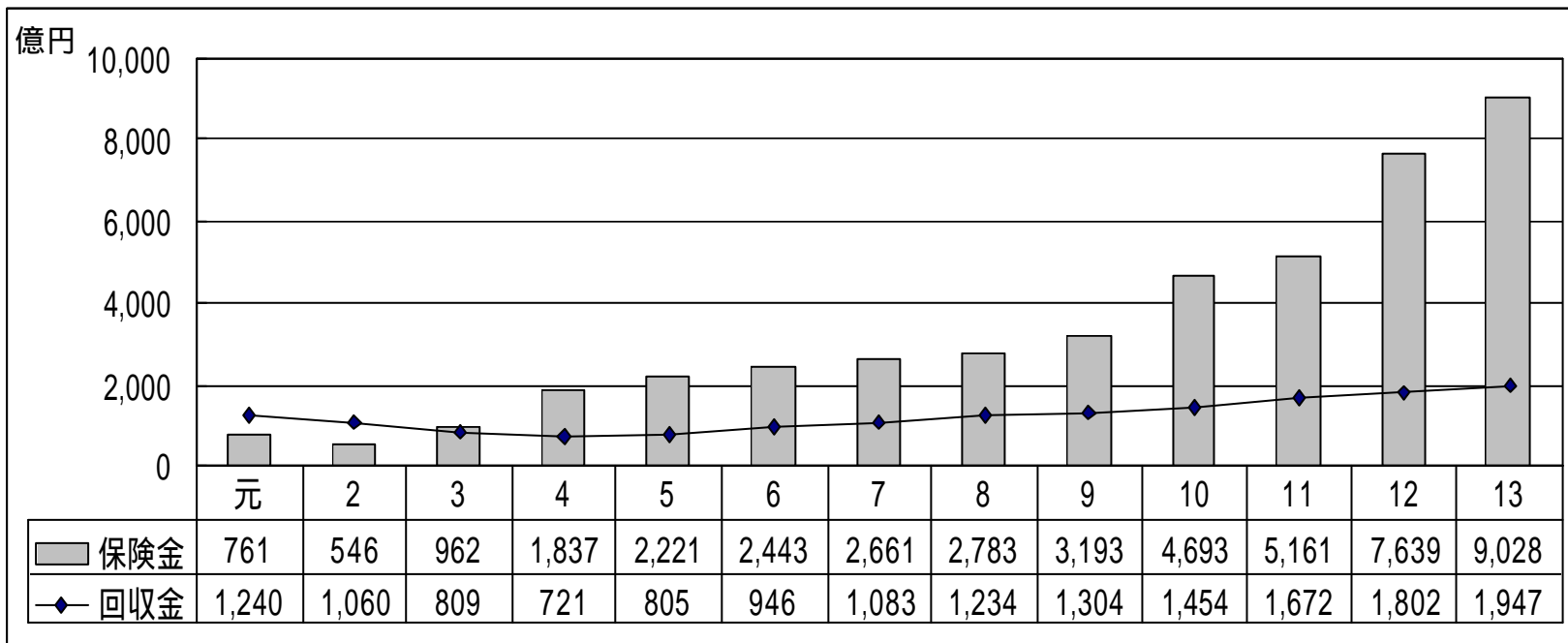
以上のような対策の実施を通じて、これまで中小企業者の債務保証を積極的に行ってきたところであり、保証債務残高は、平成3年度の2.1兆円から、現在3.4兆円へ増大。



## 5 . 保険金の支払の増大等

- ・ 中小企業を巡る厳しい経済情勢の下、これまでの対策の積極的な推進と相まって、保険金の支払額は平成10年度を境に急激に増加し、平成元年度に比して10倍以上となっている。
- ・ 一方、回収金額も保険事故の増加に伴い漸増傾向にあるが、平成元年度に比して1.5倍と低位にとどまっている。

保険金支払と回収金の推移





## 6 . 信用保険制度の収支と財政資金の投入

- ・政府は、平成10年度以降、特別保証制度の導入やセーフティネット保証制度の拡充を行うため、1兆4,300億円を財政投入したが、代位弁済が急増する中で、保険準備基金は約1兆2,500億円の取り崩しを行ってきている。
- ・こうした中で、特別保証の収支もさることながら、むしろ、一般保証(通常の事業資金に対する保証)の収支が、事故率の上昇を背景として、平成12年度 1,773億円、平成13年度 2,205億円と大幅な赤字となっている。この状況を放置すると、信用補完制度を持続的に運営することが困難となる恐れがある。

### 中小企業総合事業団(信用保険部門)の決算推移

(単位:億円)

		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
保険 収支	一般保証	804	2,135	1,277	1,773	2,205
	セーフティネット保証	-	-	-	123	129
	特別保証	-	252	817	2,609	3,463
計		804	1,883	2,093	4,504	5,796
政府出資金		182	3,298	3,365	5,988	1,698
保険準備基金残高		3,924	7,223	8,747	10,009	5,754

## 7 . 保険収支の見通しと今後の対応

- 1) 保険収支の今後の見通しについては、事故率が今後一定の改善をみせると仮定した場合 (平成17年度以降の事故率改善 )においても極めて厳しい状況となる。特に今後3年間に保険財政が大幅な資金不足となることが見込まれる。
- 2) この不足分は、事業団の融資基金の取崩し、財政資金の投入等を行うとともに、利用者たる中小企業者の一定の負担により対応することが必要。
- 3) 今回の保証料率の見直しにより、当面の収支赤字に一定程度対応するとともに、中長期的に、信用補完制度の持続的な運営を図る。

### 【保証料率、保険料率の見直しについて】

- (1) 普通保険、無担保保険等の保険料率 (年率 0 . 5 7% )を0 . 3%引き上げ、一般保証の保証料率 (年率 1% )を0 . 3%程度引き上げる。
- (2) この場合の中小企業者一人当たりの平均負担増加額 (1,400万円の3年融資に対する保証を受ける平均的ケース)は約7.1万円 (年2.4万円)と試算される。
- (3) ただし、過去の返済が順調であった者、貸出リスクの小さい者に対して割引制度を導入。
- (4) また、
  - ・セーフティネット保証、特別小口保証等の政策的配慮が必要な保証は、現行料率を維持。
  - ・売掛債権担保融資保証は、保証料率を引下げ。  
(平成 15年 2月 10日以降に信用保証協会が承諾した分から、従来の 1%から 0 . 85%へ引下げ。)

# 新しい信用保証料率について

## 1. 基本保証料率

一般保証料率を平均0.3%の引上げ（有担保保証は0.25%、無担保保証は0.35%の引上げ）を行う。

特別小口保証、セーフティネット保証等は政策的配慮から現状維持。

保証の種類	保証料率
・一般保証	平均0.3%の引上げ
有担保保証	1%      1.25%
無担保保証	1%      1.35%
・特別小口保証 ・セーフティネット保証 等	現状維持

## 2. 割引料率の導入について

- 一般保証（料率が引き上げられた保証）については、割引料率を適用する制度を導入。  
既往取引先のうち、条件変更中でない等返済が順調であった事業者は、0.05%引下げ。  
貸出リスクの小さい事業者（CRDスコア90点以上。ただし個人事業主の場合は75点以上）については、さらに0.05%引下げ。

平成15年4月1日以降に信用保証協会が受け付けた保証申込み分について、上記の料率を適用。